新地方行革指針に基づく 「集中改革プラン」について

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(新地方行革指針)」 に基づく「集中改革プラン」について

平成 17 年 3 月に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について(新地方行革指針)」が示され、地方自治体に対して平成 17 年度から平成 21 年度までを取組期間とする「集中改革プラン」を平成 17 年度中に策定、公表するよう要請がありました。

これは、国が全市町村、全都道府県に要請しているもので、簡素で効率的・効果的な 地方行政体制の整備を積極的に推進しようとする観点から、各地方自治体が地方公務員 の定員・給与等の縮減、それに伴う財政効果など、行財政改革推進のための計画を策定 するとともに、国がこれをとりまとめて公表することとしているものです。

本県では、このような国の要請に先駆けて、既に平成 15 年 10 月、岩手県行財政構造改革プログラム (平成 15 年度から平成 18 年度)を策定し、平成 15 年度から 18 年度までの 4 年間に見込まれた約 1,750 億円の財源不足を解消するため、職員数の削減や給与の減額措置による人件費の抑制、更には大規模施設整備の見直し等による投資的経費の大幅な削減など、2 千億円を上回る徹底した歳出削減に取組み、その結果として、平成 18 年度当初予算においてプライマリーバランスの均衡を達成し、はじめて県債残高が減少に転じるなど着実な成果をあげてきました。 (別紙資料参照)

人件費の抑制平成 18 年度当初予算後の削減見込み(4年間): 4 4 1 億円程度投資的経費の抑制平成 18 年度当初予算後の削減見込み(4年間): 9 5 8 億円程度職員の削減知事部局の職員5,013 人(H15.4.1)4,630 人程度(H18.4.1)平成 1 5 年度からの 3 年間で 3 8 3 人純減

しかしながら、今後の国の交付税等の抑制基調のもと、主要3基金の繰入れ、借換え 債の発行等のいわゆる「やりくり」に頼らない実力ベースの歳入に見合った歳出構造に 変えていくことを前提に、昨年10月に大まかな財政見通しを試算したところ、平成19 年度から平成22年度までの4年間で、2千億円を超える財源不足が見込まれたことか ら、次の4年間においてもポスト行財政構造改革プログラム(平成19年度から平成22 年度)を策定し、従来の延長線上ではない、更に徹底した抜本的な行財政改革に取り組 むこととしております。

このように本県では、国が要請している「集中改革プラン(平成 17 年度から平成 21 年度)」については、現行の「行財政構造改革プログラム(平成 15 年度から平成 18 年度)」及び「ポスト行財政構造改革プログラム(平成 19 年度から平成 22 年度)」が、それに対応するものと考えていますが、今回、国の要請を踏まえて、平成 21 年度までの取り組むべき主な項目について、現時点における数値目標等の見通しや取組みの方向を概ねの目安として整理し、公表することとしました。

なお、これらの項目については、今後のポスト行財政構造改革プログラム策定作業の中で、更に精査し具体化を図っていくこととしております。

1 歳出規模の適正化及び歳入の確保

(1) 総人件費の抑制

(単位:百万円)

() 111000 (11 25 00 1.1-102		(1 正: 日/313)					
取組項目		実施計画					
水心块口	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
職員削減分(効果額)	5,710	8,830	10,386	12,692	15,421		
給与等削減分 (効果額)	1,357	1,652	1,576	1,597	2,338		
その他	467	559	559	559	559		

- (注1)各項目の実施計画に記載している金額は、平成16年度最終予算をベースとした 削減額(見込み)である。(普通会計)
- (注2)職員削減分は、職員数削減による歳出削減効果額である。
- (注3)給与等削減分は、職員数削減による歳出削減以外の歳出削減効果額である。 なお、給与等削減分は、給与減額等の臨時的なものは当該年度削減分のみを集計し、 制度の見直し等で後年度にも効果が継続するものは累積して効果額を計上している。

(2) 総人件費の抑制以外の歳出削減

(単位:百万円)

<u>(4) 総入計算の抑制に</u>	<u> </u>					
主な取組項目		実施計画 実施計画				
上"64八九旦"八口	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
事務事業の廃止・ 縮小による削減額	1,216	666	すべての事務	事業について、 効率性、緊急性	そ の必要 などの観点	
内部管理経費の 見直しによる 削減額(効果額)	268	633		行い、優先度の 廃止・縮小など 		
民間委託による 削減額(効果額)	78	273	化を図るなどる。 指定管理者	将事業について村 だにより、更なる 所の導入施設に 持了の段階で精了 5。	5削減に努め → → ついては、指	
普通建設事業費の 削減額(効果額)	2,268	31,445			•	
うち公共事業費の 削減額(効果額)	4,983	16,693	プログラムに の抑制を実施。	ついては、行財 基づき、H15〜H 、H19年度以降に する方向で検討	18まで規模 こついても ▶	
大規模事業の見直し				その必要性や ううこととして		
施設等維持補修費の 見直しによる 削減額(効果額)	312	69	一方、公共旅	 投資的経費)で 投等の維持補値 サイクルコス 技補修の実施	多費につい ト等を勘案 ▶	
補助負担金等の 整理合理化による 削減額(効果額)	1,412	1,462	_果、必要性、	価等により、そ 他の制度による 、更なる削減に	る補完の状 ▶	

- (注1)各項目の実施計画に記載している金額は、平成16年度当初予算をベースとした 削減額である。(普通会計)
- (注2) うち公共事業費は一般会計ベースである。

(3) 歳入の確保

(単位:百万円)

主な取組項目			実施計画		
工体软瓶织口	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
超過課税の実施、法定	623	1,198	1,323	1,302	1,243
外税新設				制度を見直すこ 推計額は計上し	
税の徴収対策					-
県税収入率 (個人県民税除き)	98.9%	99.0%	旧科仙	変の白 トロダ	Z th. Z
県税収入率 (うち現年課税分) (個人県民税除き)	99.5%	99.6%	完仇 倒	収率の向上に努	500 S.
滞納額の縮減 (年度末残)			滞納	額の縮減に努め) වි.
未利用財産の売払い 等	523	1,602	産以外につい 一り売却を進む	情査のうえ、真 1ては一般競争 かるとともに、 効活用に努める	入札等によ 貸付等も含 ▶
使用料·手数料の 見直し(効果額)	46	74	:	数収していない 1ても見直しを ² こ努める。	

(注1) 平成17年度、18年度は当初予算ベース、平成19年度以降は推計額である。

2 組織・職員体制のスリム化

(1) 職員数の推移

(単位:人)

取組項目		実施計画					
松紅坎口	H17.4.1				H22.4.1		
職員数 計	26,379		月1日の知事部		24,800		
H17.4.1比		がら、県全体	を4,000人程度とすることを目標としながら、県全体の職員数について徹底した適正化を図ることとしており、平成22年4月1日時点における職員数の目標は24,800人程度とする。				
うち知事部局	4,841	22年4月1日					
H17.4.1比					711		

⁽注) H17.4.1の知事部局の職員数4,841人は、県立大学派遣者67人を含む人数である。

(2) 給与の適正化関係

取組項目	実施計画
—————————————————————————————————————	平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度
高齢層職員昇給停 止	・高齢層昇給停止制度を運用中(H13年度~) ・高齢層職員の昇給抑制措置(国の給与構造改革に準じるもの)を実施(H18年度~)
不適正な昇給運用 の是正	·退職時の特別昇給を廃止(H17年1月)
級別職務区分表に 適合しない級への格 付け等の見直し	・級別職務区分表に適合しない級への格付けを廃止(H18年度 ~)
退職手当の支給率 の見直し	・国に準じた支給率の見直しを実施(H16年1月)
特殊勤務手当の適 正化	·農業研修業務手当など3手当の支給率引下げ(H17年度~) ·医師手当、通信作業手当の廃止(H18年度~)
その他の手当の適正化	・特地勤務手当など4手当の支給割合上限の引下げ(H17年度 ~) ・産業教育手当など2手当の支給割合の引下げ(H17年度~)
技能労務職の給与 の見直し	·国の給与構造改革に準じた給料表水準の引下げ(H18年度~)

(3) 出先機関の見直し

取組項目		実施計画				
水池块口	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
山元機関の統第日寺 	·花巻空港管理・建設事務所を統合 ・県立大学・短期大学の独法化	・地方振興局 の 再編 ・工業技術セン ターの独法化		 の統廃合などを 率的な組織とす 		

3 事務事業の廃止・縮小・効率化

取組項目	実施計画					
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
縮小件数	51	11	すべての事剤 性、有効性、 一点から見直し	8事業について、 効率性、緊急	その必要 性などの観 きの低い事 —	
廃止件数	42	22		フを1JVI、 圏ボ/ Jて、廃止・縮/ ,		

4 質の高い行政サービスの提供

(1) 外部委託等(公の施設を含む(指定管理者制度等))

取組項目			実施計画		
水血 块口	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事務事業の外部委託 数	13	複数の事務事 一り、更なる委		i的に集約化を図	図るなどによ ▶
指定管理者制度 導入施設数(累計)	1	48		営で管理してい のあり方等につ	

(2) 市町村への権限移譲

取組項目	実施計画					
松起填口	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
移譲事務数(累計)		488 4月に「県事務の な629の事務メニ 配慮しながら、	ニューを提示し		し、市町村 市町村の状 を進める。	

5 県出資等法人の見直し

(1) 点検評価·情報公開の体制等

取組項目	実施計画				
松旭块口	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
点検評価及び 情報公開	(点検評価) ・外部の監査 表している。 ・県の出資比	出資比率が25% を実施し、その 法人などによる (16年度より総 率が25%以上の 内容等を公開し	D結果を公表し ⁻ S法人の経営調査 継続) D法人は、情報2	ている。 査を実施し、そ 公開条例に基づ	の結果を公 ▶ きすべて財
県関与法人		7年度以降は、県 7状況・財政支援 でいる。			

(2) 今後の給与の見直し計画

取組項目	実施計画					
4人,近.4.1	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
給与の見直し	検討	一給与の削減を	- 善法人について を実施する。 が県職員に準拠		•	
県関与法人	36法人	経営状況を置 う指導する。	沓まえた、法人 ² ,	独自の給与体系 	に見直すよ	

(3) 役職員数の削減計画

取組項目		実施計画					
水温 块口	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
役職員数の削減	検討	止・縮小を進 ・団体代表者	の観点から、県 める。 への県職員就任 県関与の適正化	については、 5	団体経営責任 ▶		
県関与法人	36法人	な場合を除き ・県職員の監	の法人役員への 、廃止する。 事、監査役への 点から原則廃止	就任についても			

(4) 統廃合の実施予定

取組項目	実施計画				
松旭場口	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
廃止·統廃合法人数	2	12月策定)」	」が18年度に満	 人改革推進プラ 了となることか する新しい改革	ら、19年度か

6 医療局(県立病院等事業)の取組み

(1) 職員数の推移

(単位:人)

取組項目	実施計画					
	H17.4.1				H22.4.1	
本局及び病院職員数	4,753	以降の取組み	·については、4	▼ ☑成16年度 ~ 20章 ☑後精査してい	(。	
H17.4.1比					149	

(2) 総人件費の抑制

(単位:百万円)

取組項目	実施計画				
以祖贞 日	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
削減額(効果額)	600	807	1,070	924	1,103

⁽注) 削減額は、平成16年度決算における職種別給与費の1人当たり単価(給料、手当、 法定福利費の合計及び正規職員の延人数から算出した単価)を基に計算した見込み 額である。

7 企業局(電気事業及び工業用水道事業)の取組み

(1) 職員数の推移

(単位:人)

	取組項目	実施計画						
松紅切口		H17.4.1				H22.4.1		
	電気事業	122			•	114		
	工業用水道事業	13	_「次期中期経 — 年度)」の耶 査していく。	経営計画(平成19 7組みについては	19年度 ~ 21 は、今後精	12		
	合計	135				126		
	H17.4.1比					9		

(2) 総人件費の抑制

(単位:百万円)

取組項目		実施計画					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
	電気事業削減額 (効果額)	12	28	52	68	76	
	工業用水道事業削 減額(効果額)	1	9	9	9	9	
	削減額計(効果額)	11	37	61	77	85	

⁽注) 削減額は、平成16年度決算における職種別給与費の1人当たり単価(給料、手当、 法定福利費の合計及び正規職員の延人数から算出した単価)を基に計算した見込み 額である。